

EN: FIT 会員会則

株式会社プエルタ 代表取締役 社本 友樹

第1条 (目的)

EN:FIT(以下「本クラブ」といいます。)は、会員(本クラブの会員会則を遵守し入会した個人及び法人)の健康維持推進および技術向上等のため、施設とサービスを施設利用者に提供することを目的とします。

第2条 (運営及び管理)

本クラブは、株式会社プエルタ(以下「本部」といいます)が運営、管理を行います。

【本部連絡先】

- 所在地: 〒485-0023 愛知県小牧市大字北外山1411-1
- 電話番号: 070-8390-4005
- メールアドレス: [1017puerta@gmail.com]

本会則により定められる条項は本クラブ全ての施設に適用されるものとします。また、日本語による会則と外国語による会則の解釈に疑義が生じた場合には、日本語版を正本として全ての会員に適用されるものとします。

第3条 (会員制)

1. 本クラブは、会員制とします。
2. 会員が本クラブを利用するときは、利用する施設にQRコードを本クラブが指定する方法を通じて利用できます。

第4条 (入会資格)

本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。

1. 本クラブの施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただくこと。
2. 本会則に同意いただくこと。
3. 暴力団関係者でないこと。
4. 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有していない者。
5. 刺青、タトゥー(ボディペイント含む)等の露出をしないと確約できる者。
6. 過去に本会則に基づく解約を本クラブからされていない者。
7. 本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、業務妨害行為を行わないことを保証すること。

第5条 (入会手続)

1. 本クラブに所定の方法により入会申込を行い、審査を経て本クラブが承諾したときに本人確認

書類(運転免許証等)の写真をアップロードすることにより、契約が成立し会員となります。

2. WEB申込は、手続完了をもって契約成立となります。会員はQRコード発行システムへの登録が必要です。
3. 審査の結果、入会が認められない場合があります、その審査内容は開示されません。
4. 本人確認情報の提示に応じない場合、本クラブは施設の利用を禁止することができます。その場合でも会費等の支払義務は発生します。

第6条 (届出内容変更手続)

1. 会員は、届け出た内容が正確であることを保証しなければなりません。
2. 届出内容に変更があったときは、速やかに指定の方法で変更手続を行うものとします。
3. 本クラブからの通知は、登録されたメールアドレス、LINE公式アカウント、会員マイページ、またはその他本クラブが運用する電磁的方法への配信をもって通知したものとみなします。

第7条 (個人情報保護)

本クラブは、別途定める「お客さまの個人情報取扱いに関するお知らせ」にしたがって会員の個人情報を管理します。

第8条 (会費等の支払い)

1. 会員は、本クラブが別に定め、各プラン・商品の詳細ページに表示する諸費用を、指定の期日までに、以下のいずれかの方法により支払うものとします。
 - (1) クレジットカード決済
 - (2) オンライン口座振替
 - (3) 銀行振込(振込手数料は会員負担とします)
2. 会員は、施設の利用回数にかかわらず、退会日までの会費を支払う義務を負うものとし、一旦支払われた会費およびその他の料金は、サービスの性質上、法令上必要な場合を除き、返還しないものとします。
3. 月会費の支払期日は、次のとおりとします。
 - (1) クレジットカード決済: 初回分は入会申込時に決済し、翌月以降は毎月20日に決済します。
 - (2) オンライン口座振替: 毎月10日締めとし、当該月の27日に口座振替により引き落としします。
 - (3) 銀行振込: 本クラブが指定する期日までに、本クラブ指定の銀行口座へ振り込むものとします。
4. 都度課金の商品・サービス(パーソナルトレーニング、整体、物販、その他これに類するもの)の代金は、購入または申込時に、前項各号のいずれかの方法により決済するものとします。
5. 会費等に関し、以下の諸費用が別途発生する場合があります。
 - (1) 入会金および事務手数料(プランによる)
 - (2) サイト閲覧、お問い合わせ等の際の通信料(会員負担)
 - (3) 銀行振込を選択した場合の振込手数料(会員負担)
6. 未納が発生した場合、再請求手数料として550円(税込)が加算されます。
7. 会費を滞納した場合、支払いが完了するまで利用を停止することがあります。また、法的措置

を講じることがあります。

第9条 (会員たる地位の相続・譲渡)

本クラブの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡・相続することはできません。

第10条 (諸規則の遵守)

1. 会員は、本会則および施設スタッフの指示を遵守するものとします。
2. 施設内での盗難・紛失・忘れ物について、本クラブは一切の責任を負いません。
3. 安全維持のため、館内に防犯カメラを設置していることを会員は了承するものとします。

第11条 (禁止事項)

施設内および周辺において、以下の行為を禁止します。

- 暴力行為
- 迷惑行為(大声、奇声、待ち伏せ、執拗な話しかけ)
- 公序良俗に反する行為
- 無許可の撮影、録音
- 勧誘行為
- 他者へのパーソナルトレーニング行為等

これらに違反した場合、利用制限や退会処分の対象となります。

第12条 (損害賠償責任免責)

1. ジム機器の適切な使用方法について説明を受けた会員が、当該説明に従わずに機器を使用した結果生じた事故等については、会員の自己責任となります。ただし、本クラブに故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
2. 会員同士のトラブルについて、本クラブは原則として関与せず、当事者間での解決をお願いします。ただし、施設の安全管理上必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとします。

第13条 (休会)

1. 会員は、毎月9日までに所定の手続を行うことで、翌月1日から最長3ヶ月間休会できます。
2. 休会期間中は本クラブを利用できません。休会費として月額1,100円(税込)が発生します。
3. 会費の未払いがある場合や、キャンペーン期間中は休会できません。

第14条 (退会)

1. 会員は、自己都合により退会を希望する場合、退会希望月の前月末日までに、本クラブ所定のオンラインフォーム(会員マイページ等)または指定の方法により退会手続を完了するものとします。(例) 3月末での退会を希望する場合は、2月末日までに手続完了
2. 会員に未納の会費その他の料金がある場合、当該未納金が全て完済されるまで、退会申請は有効とならないものとします。

3. 特定のキャンペーンプラン、割引プランその他本クラブが別途定める条件付きプランにより入会した会員については、当該プランに定める利用継続期間中の途中解約はできないものとし、ただし、転居、傷病その他やむを得ない事由があり本クラブが認めた場合はこの限りではありません。
4. 退会手続の完了後であっても、既に支払われた入会金、事務手数料、月会費、都度課金料金その他の料金は、サービスの性質上、法令上必要な場合を除き返還しないものとします。

第15条 (施設の利用制限・閉鎖)

本クラブは、天災地変、施設の修繕、社会情勢の変化、その他経営上困難な事情が生じた場合、施設の一部または全部を臨時休業・閉鎖できるものとします。

第16条 (解散)

本クラブは、止むを得ざる事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより解散することができます。

第17条 (会則の改正)

本クラブは、ホームページへの掲載等により会員に告知することで、本会則を改正することができます。

第18条 (肖像権の取扱い)

1. 本クラブは、施設の運営、サービス向上、広報活動等の目的で、施設内の活動風景を撮影することがあります。
2. 会員は、入会時またはそれ以降において、本クラブ所定の方法により、肖像の取扱いについて以下のいずれかを選択することができます。
 - (1) 広報利用に同意する(本クラブのSNS、ホームページ、印刷物等での利用を含む)
 - (2) 施設内記録のみに同意する(外部への公開は行わない)
 - (3) 一切の撮影を希望しない

会員は、肖像利用に関する同意内容を、会員マイページその他本クラブ所定の方法により、いつでも変更することができます。

【改訂日】2026年2月8日

株式会社プエルタ 代表取締役 社本 友樹